

地 域 再 生 計 画

1．地域再生計画の申請主体の名称

江津市・桜江町

2．地域再生計画の名称

江の川を活かした地域再生計画（桜並木創生事業）

3．地域再生の取組を進めようとする期間

平成16年度から平成21年度

4．地域再生計画の意義及び目標

江津市、桜江町は県中部に位置し、両市町の中央を中国地方随一の大河である江の川が流れている。これまで流域に災害をもたらす河川として受け取られがちであった江の川であるが、同時に肥沃な耕地を形成するなど恵みをもたらす河川でもあり、古くからの桜江町のえんこう祭りや、近年における江津市の夏場の最大のイベントである江の川まつり、江津市民レガッタなど、盛りだくさんの行事が地域住民の手により繰り広げられている。

このたびの合併を機に、地域の資源である江の川の一層の有効活用を図るとともに、両市町民の早期の一体性確保を実現させ、地域経済の低迷、人口の減少、少子高齢化などの多くの問題解決にあたるため、これらの行事以外でも有効活用を図っていききたいと考えている。

また、桜江町では江の川を地域最大の資源として、水を素材にしたアートとサイエンスで楽しめる水のミュージアム「水の国」を建設し、水を活かしたまちづくりを進めている。また、周辺の今井美術館、森林総合公園「風の国」、有福温泉などの施設を周遊的にとらえて利活用を図っていききたい。

将来的には水上レストラン、遊覧船の運行、さらには江の川の船運で栄えた本町地区の古い町並みを活かした本町街道ルネッサンスによる船着場の復活などの計画も検討中であるが、当面は、新生江津市の江の川沿岸に桜を植栽し、「河川里親制度」の組織づくりを行い、地域住民に河川美化と併せて維持管理をしていただきながら育成に努める。将来的には市内外に誇れる一大名所となる桜並木を育てることにより、市民のみならず近隣市町村住民の憩える場所とする。

また、インターネットなどの媒体を活用して、桜並木の美しい新生江津市として市内外へ強くアピールを行い、都市との交流促進を図るとともにUターン・Iターン情報の提供により若者の定住化促進や地域振興を図る。また、今後市民の力でこの桜並木を守り育てることにより、市民の間に郷土愛を育てることの一助

とする。

しかしながら予算上の制約等などから堤防の延長上の、どの箇所に植栽が可能か現時点では不明であるので、ベンチの設置などを含めて沿岸全体を包括占有として申請し、当「江の川を活かした地域再生計画」の実現が図られることを検討している。これについては、平成16年度に策定される河川占有における「包括占有許可制度活用ガイドライン」を活用することにより事業の推進に努めていきたい。

また、地域観光の活性化のためには、観光客を受け入れる側の「おもてなしの心」が必要であり、地域一体となって観光地づくりを進めていく上で「一地域一観光」を推進するための情報提供などを利用していきたい。

5．地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

江の川において、現在開催中のさまざまな行事に併せて、さらなる有効活用を図るため、桜の苗木を植栽し、地域住民の手で育成してもらうことにより地域の連帯や活性化につながる。また、これらの活動を通して住民の間に郷土愛を育てるとともに、一大桜並木として成長することにより桜の名所として、市内外や県外からの大きな集客力となり、都市住民との観光交流が図られ、年間で約2万人の観光客の増加を図る。また、若者の定住化や地域の活性化が図られ、約100名のUターン・Iターン希望者などを含めた都市部からの住民の定着化を図る。

これらのことから昨年9月に開通した山陰道（江津道路）の一層の利用促進が図られ、通行量において月間1,000台の増加をめざす。

6．講じようとする支援措置の番号及び名称

212016 「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実

212030 河川占有における「包括占有制度活用ガイドライン」の策定等

7．構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

アドプト・リバー・プログラム（河川里親制度）

赤瓦町並み事業

8．その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別紙

1. 支援措置の番号及び名称

212016 「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実

2. 当該支援措置を受けようとするもの

江津市、桜江町

3. 当該支援措置を受けて実施し、又はその実施を促進しようとする取り組みの内容

地域の資源である「江の川」の活用により、川開き、えんこう祭り、夏には花火大会や灯籠流し・レガッタなどのイベントが行なわれ、地域住民のみならず多くの観光客を集め、盛大な盛り上がりを見せている。

この江の川沿いには歴史的な舟運や古い家並みなど文化的な財産があり、地域の賑わいを創出する重要な観光資源を賦存している。

平成16年度において、当該支援措置により提供される観光客に地域の魅力を発信するための情報を活用することにより、観光ボランティアの育成に努める。

別紙

1. 支援措置の番号及び名称

212030「河川占用における包括占用制度活用ガイドラインの策定等」

2. 当該支援措置を受けようとするもの

江津市、桜江町

3. 当該支援措置を受けて実施し、又はその実施を促進しようとする取り組みの内容

これまで、流域に幾多の災害をもたらしてきた中国地方一の大河「江の川」も、他方では肥沃な土壌を運び、優良な農地を形成するなど、地域住民の生活にとって大きな役割を果たしている。

この「江の川」の活用により、川開き、えんこう祭り、夏には花火大会や灯籠流し・レガッタなどのイベントが行なわれ、地域住民のみならず多くの観光客を集め盛大な盛り上がりを見せている。

この江の川沿いには歴史的な舟運によって栄えた古い家並みを始めた文化的な財産があり、地域の賑わいを創出する重要な観光資源を賦存している。

こうした「江の川」を中心とした観光施設の整備を図り、江津を訪れた人々たちによる賑わいを一過性にとどめ、繰り返し訪れたい町づくりをすすめるため、地域振興や定住促進を図るために、桜並木の整備や遊覧船の運行を検討している。

これらの事業の実施については、当該支援措置によるガイドラインが策定された後は、その内容に沿った取り組みを進めていきたい。

このたび、下流域の江津市と桜江町が市町村合併をするのを機に、両市町にとって共通の地域資源である、この「江の川」の活用を行政と住民が協働で推進し、地域の合意に基づいた継続的かつ反復的な街の賑わいに資する活動が円滑に進むよう取り組んでいきたい。